

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備  
に関する法律における建築基準法改正に伴う告示等の改正案」に関する  
パブリックコメントの募集結果について

令和 6 年 10 月  
住 宅 局

令和 6 年 6 月 19 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 6 年法律第 53 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の改正により、国の機関の長等が建築主である場合にも、建築主が民間である場合と同様に、指定確認検査機関が確認済証を交付できるようになったこと等を踏まえ、以下の告示及び通達について所要の規定を整備することについて、令和 6 年 8 月 23 日（金）から令和 6 年 9 月 21 日（土）までの期間、e-Gov への掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

＜対象の告示・通達＞

- ・住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件（平成 14 年国土交通省告示第 731 号）
- ・既存住宅状況調査方法基準（平成 29 年国土交通省告示第 82 号）
- ・評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針（平成 20 年国土交通省告示第 383 号）
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準（平成 20 年 3 月 28 日国住生第 378 号）

その結果、募集期間において、御意見は寄せられませんでした。

このことから、公表した案のとおり、上記の告示及び通達の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。